

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

以下のとおり、提案書の提出を求めます。

なお、本事業に係る契約の締結は、当該事業に係る令和5年度予算が成立し、予算配当がされることを条件とします。

令和4年12月12日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談等業務委託

(2) 履行期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

※契約期間中に事故又は履行不良が頻繁にみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

※契約期間中であっても、新型コロナウイルス感染症の法律上の分類の変更や国による対応方針の変更により、履行期間を変更する場合がある。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況、当該事業の運営状況により、上記期間経過後も引き続き同じ事業者と業務委託契約を締結する場合がある。その場合、当該年度における当該事業の予算配当があること及び当該事業の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

(3) 委託内容

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談への対応やそれに伴う引継ぎ対応、業務終了後の報告作業・統計管理等の業務を行う。なお、本業務委託は、新型コロナウイルスの感染拡大状況、当該事業の運営状況により、履行期間や履行内容を変更する場合がある。業務概要は以下のとおり。

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口の相談対応
 - 世田谷区発熱相談センター
 - 世田谷区新型コロナウイルス相談窓口
 - 世田谷区コロナ後遺症相談窓口
- ② 電話相談窓口の受け手からの相談、引継ぎ対応業務
 - ①からのエスカレーション対応業務
 - 医療機関調整
 - 発生届の情報確認
 - 世田谷保健所感染症対策課への確認
- ③ 業務終了後の報告作業・統計管理

- ④ 診療・検査医療機関リストの更新等の事務作業
- ⑤ 最新情報の更新作業及びマニュアルの更新作業
- ⑥ その他、電話相談窓口業務に関する事

(4) 提案限度額

232,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

※消費税については、令和4年12月1日時点での税率で計算すること。

※上記金額は、構築及び導入準備委託並びに運營業務委託の合算である。

※本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。

労働報酬下限額の詳細は別紙を確認すること。

2 参加資格要件

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に該当する者でないこと及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (6) 令和2年2月以降に国、都道府県又は区市町村において、発注の保健師や看護師が従事者として常駐する新型コロナウイルス感染症対策関連業務の受託実績を有すること。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理する個人情報取り扱いに関する認定（プライバシーマーク）を受けていること。
- (8) 都内及び都近郊（埼玉県、千葉県、神奈川県）に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有する者であること。

3 手続等

(1) 担当部課

世田谷区世田谷保健所健康企画課

〒154-0017 世田谷区世田谷四丁目24番1号

担当 中山・松本・横尾

電話 03-5432-2472 FAX 03-5432-3022

メールアドレス：SEA02013@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書等の交付について

説明書等の交付を希望する場合は、以下の期間内に、指定の場所で受領すること。

交付期間 令和4年12月12日(月)から12月26日(月)午後5時まで

※期間中の受付は午前9時から午後5時まで(土日、祝日を除く)。

交付場所 (1)に同じ

交付方法 配布または世田谷区のホームページからダウンロード

(3) 参加表明書等の提出方法について

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認の上、次の通り様式1「参加表明書」に必要事項を記入して代表者印を押印し、以下の添付書類を添えて提出すること。参加表明書の記載内容や提出方法について質問がある場合は、電話等で受け付ける。

提出書類

① 参加表明書(別紙を含む) 1部

② 令和3年分の納税証明書(都道府県民税・市町村民税) 1部

③ 令和3年分の貸借対照表 1部

④ 上記2(6)の受託実績を確認できる書類(契約書の写し等) 1部

⑤ プライバシーマークの付与認定に関する証憑(認定証写し等) 1部

※②は、発行から3か月以内のもので、写し不可とする。

提出期限 令和4年12月26日(月)午後5時まで(必着)

※期間中の受付は午前9時から午後5時まで

提出場所 (1)に同じ

提出方法 電子メール送信((1)に記載のメールアドレスあて)

ただし、①と②については、電子メールでの提出にあわせて、原本を郵送で提出すること。

※電子メールは、件名冒頭に「【電話相談等業務委託】」と明記の上、送信後(1)に記載の電話番号に必ず連絡すること。

(4) 招請通知(参加資格結果通知)

令和4年12月28日(水)にメールで通知する。

(5) 質問の提出期限、方法

提案書作成にあたっての質問及び回答については、公平を期するため電子メールで行い、内容については取りまとめた上、本件参加表明者の全員に配信する。ただし、参加表明書の記載内容や提出方法に関する質問についてのみ、電話等でも随時受け付ける。

期限:令和5年1月6日(金)午後5時まで(必着)

回答:令和5年1月11日(水)午前(予定)

(6) 提案書等の提出方法

提案書等を提出する場合は、以下の提出書類を期限内に、指定の提出場所及び方法で提出すること。

提出書類 ・提案書（原本及び副本）：副本には、会社名がわからないように、事業者名や所在地、事業者名を用いた商品名等を削除するかマスキングして隠すこと。

・見積書

提出期限 令和5年1月18日（水）午後5時まで（必着）

※期間中の受付は午前9時から午後5時まで

提出場所 （1）に同じ

提出方法 電子メール（（1）に記載のメールアドレスあて）（郵送不可）

※電子メールは、件名冒頭に「【電話相談等業務委託】」と明記の上、送信後（1）に記載の電話番号に必ず連絡すること

4 審査及び審査結果の通知

（1）審査

「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談等業務委託事業者選定審査要領」及び「評価基準表」に基づき提案書、見積書、プレゼンテーション及び委員によるヒアリングにより総合的に審査を行い、評価点の最も高い事業者を契約候補者として選定する。

① 第一次審査

提案者の中から、提案書及び見積書により総合的に審査を行い、上位の5社を選抜する。

② 第二次審査（オンライン開催）

上位の5社を招請し、プレゼンテーションを行う。

日程：令和5年1月27日（金）（予定）

※時間、場所等詳細は別途通知する。

（2）審査基準

- ① 業務実施方針について
- ② 業務の体制、全体の管理・事業運営等に関する事項
- ③ 業務責任者及び従事者の選任に関する事項
- ④ 業務内容に関する事項
- ⑤ 人材育成に関する事項
- ⑥ 報告及び統計に関する事項
- ⑦ 新型コロナウイルスの感染状況による柔軟な対応に関する事項
- ⑧ 個人情報保護・情報セキュリティ対策に関する事項
- ⑨ その他追加提案に関する事項
- ⑩ 委託の実績に関する事項
- ⑪ 経営状況に関する事項
- ⑫ 見積金額の妥当性

(3) 審査結果の通知

第一次審査結果は、令和5年1月24日（火）（予定）にメールで通知する。
第二次審査結果は、令和5年2月1日（水）（予定）に文書で通知する。

5 その他

- (1) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。
- (2) 詳細な仕様、契約金額、候補者のシステムが提案どおり稼働できることの判断等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として、契約を締結する。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (9) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (10) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (11) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (12) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 「3（1）担当部課」に同じ
- (14) 詳細は説明書による。
- (15) 区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (16) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (17) 提案書の提出後に「2 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (18) 個人情報の取り扱いについては「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を、電算処理の業務については「電算処理の業務委託契約の特記事項」を遵守すること。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者の場合

**東京都の公共工事設計労務単
価の職種ごとの85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者の場合
(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,170円**

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件(※)の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水士	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,170円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和4年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。